

## 元安川親水テラスの使用手続きについて

平成 27 年 1 月 30 日 太田川河川事務所  
平成 28 年 3 月 24 日 改訂  
令和 6 年 4 月 1 日 改訂

元安川にかかる元安橋の上流右岸にある「親水テラス」の使用申し込み手続きを、令和 6 年度の使用より次のとおり取り扱います。

### 【使用申し込み方法】

使用日の 1 年前から 1 週間前までに、「河川敷使用届出書」に進行プログラム等の具体的な使用内容を添付して、太田川河川事務所大芝出張所へ提出(持参・郵送・Fax)してください。

大芝出張所で内容を確認し、届出の受理を行います。

通常の使用は先着順となります。使用希望日時に他者の使用届が受理されていた場合は使用できませんが、使用箇所が重なっていない場合はこの限りではありません。

ただし、8 月 1 日から 8 月 7 日の使用については、使用希望が多いため事前に調整会議を行います。「河川敷使用届出書」の受理は調整会議後となります。

調整会議は 4 月中旬開催を予定しています。開催日時については、2 月下旬に太田川河川事務所ホームページでご案内します。なお調整会議に参加されなかった方も、使用希望日時に他者の使用が無い場合は使用できます。

※調整会議についての問い合わせ先：太田川河川事務所占用調整課(082-222-9247)

### 【使用上の注意】

- ・設置物はその日のうちに設置、撤去してください。
- ・使用時は河川管理者からの注意事項を遵守し、周囲に対する迷惑行為を行わないようお願いします。問題が生じた場合、以降の使用をお断りすることがあります。
- ・営利活動(物品の販売や企業広告等の掲示)はできません。  
チャリティー活動や募金等は可能ですが、寄付の証明を後日提出してください。
- ・ドローン等の無人航空機の使用は禁止します。
- ・コンサート等のイベントをされる場合は、使用楽器やスピーカー等の音響機器について制約がありますので、必ず事前に大芝出張所へご相談ください。
- ・天候により増水の危険がある場合は、使用を中止することがあります。
- ・地方公共団体が一定の期間占用する場合は、使用をお断りすることがあります。
- ・その他公共の場にそぐわない内容の場合は、使用をお断りすることがあります。

### 【申し込み・問い合わせ先】

太田川河川事務所 大芝出張所 〒733-0001 広島市西区大芝 3 丁目 1-1  
電話：082-237-3404 / Fax：082-237-4686

太田川河川事務所 占用調整課 〒730-0013 広島市中区八丁堀 3-20  
電話：082-222-9247 / Fax：082-222-2432

【届出者記載欄】

# 河川敷使用届出書

令和 年 月 日

国土交通省 太田川河川事務所 大芝出張所長 殿

届出者 住 所

氏 名

印

担当者

連絡先

下記のとおり、河川敷地を使用します。

日 時	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで
目 的	
場 所	元安川右岸2k450付近 親水テラス
現 地	氏名
責任者	電話 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 携帯電話
備 考	参加人員約 名



- \* ステージ・テント等の施設を設置する場合には、配置図を添付して下さい。
- \* 当該行事の企画書等を作成している場合には、参考図書として添付して下さい。
- \* 使用内容に問題がある場合、または自由使用と認められない内容であった場合には、原本を返却しますので、あらかじめ当所と協議して下さい。

※上記使用届出書については、河川敷地の適正な利用のため使用内容を事前に届け出ていただくものであり、**河川敷地の排他的、独占的な使用を保証するものではありません**。使用にあたっては、他の河川利用者と協調し、理解を得て使用いただくとともに、次のことについて遵守していただくようお願いいたします。

1. 営利目的では使用しないこと。また、企業名を広告しないこと。
2. 第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において損失の補償を行うこと。
3. 使用後は清掃を行うとともに、ゴミは持ち帰ること。
4. 芝及び施設等を損傷した場合は、当所の指示に従い速やかに復旧すること。
5. マイクを使用したり、楽器の演奏を行う場合は、近隣住民の迷惑とならないよう、音量等は十分配慮すること。
6. 近隣住民から苦情があった場合は、届出者の責任において適切に対応すること。
7. 大雨警報・洪水警報が発令されているとき、又は増水によるダム・堰・水門等の操作中は、河川敷使用を中止すること
8. その他、当所が河川管理上必要と認めてする指示に従うこと。

※ 上記が守られなかった場合、次回以降本届出書の受理をお断りさせていただきます。

受 理 印 欄

※部分的に使用される場合等の参考にしてください。

元安川親水テラス  
使用可能範囲図  
(最大352.555m<sup>2</sup>)

